

2 9 災害救助対策

〔現況及び施策の方向〕

我が国は、気象や地理的要因により自然災害を受けやすく、毎年のように風水害や地震等の災害が発生し、甚大な人的・物的被害が生じている。

このため、災害が発生した際には、災害救助法による救助、災害弔慰金、災害見舞金等の支給や災害援護資金の貸付等により、被災者の救助・支援を行うとともに、南海トラフ巨大地震を想定した応急救助物資の計画的な備蓄を行い、災害応急救助体制の確立を図る。

また、避難所の環境改善・運営改善を図るため、避難所ごとの避難所運営マニュアルの作成を進めるとともに、災害時に自ら避難することが困難な避難行動要支援者に対し、平時・災害時の切れ目のない包括的な支援体制を構築する。

〔事業の内容〕

1 災害救助法による救助（予算額 48,662 千円）

災害によって一定規模以上の被害が生じ、被災者が応急的救助を必要とする場合に、県は災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）に基づき、被災者の保護と社会秩序の保全のための措置を行う。（昭和 23 年度創設）

第 1 表 災害救助法の適用状況

区 分	期 日	適 用 市 町（適用災害）
令和 3 年度	8 月 12 日	広島市、三次市、安芸高田市、北広島町（令和 3 年 8 月 11 日からの大雨による災害）
平成 30 年度	7 月 5 日	広島市、呉市、竹原市、三原市、尾道市、福山市、府中市、三次市、庄原市、東広島市、江田島市、府中町、海田町、熊野町、坂町（平成 30 年 7 月豪雨災害）
平成 26 年度	8 月 20 日	広島市（8.19 からの大雨災害）
平成 22 年度	7 月 14、16 日	呉市、庄原市、世羅町（7.12 からの大雨災害）
平成 16 年度	9 月 7 日	呉市、倉橋町（台風第 18 号）

〔参 考〕災害救助法による救助の適用基準

市 町 の 人 口		住 家 滅 失 世 帯 数
5,000 人未満		30 世帯
5,000 人以上	15,000 "	40 "
15,000 "	30,000 "	50 "
30,000 "	50,000 "	60 "
50,000 "	100,000 "	80 "
100,000 "	300,000 "	100 "
300,000 "		150 "

- （注）1 市町の人口規模に応じ、住家滅失世帯数が、この表の基準に達した場合、災害救助法による救助を実施できる。
 2 県内で、住家滅失世帯数が 2,000 に達した場合は、市町ごとの住家滅失世帯数は、この基準の 2 分の 1 とする。
 3 住家滅失世帯数の算定に当たっては、全壊（焼）を 1、半壊（焼）を 2 分の 1、床上浸水を 3 分の 1 として計算する。
 4 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、災害が発生し、又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とする場合、災害救助法による救助を実施できる。

2 災害弔慰金等の支給及び災害援護資金の貸付（予算額 9,975 千円）

市町が、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和 48 年法律第 82 号）に基づき被災者等に対して次のような援護をする場合に必要な財源の助成を行うとともに、制度運営についての指導助言を行う。（昭和 48 年度創設）

被災者等に対する援護措置の概要

区 分	要 件	援 護 の 内 容	負 担 割 合
災害弔慰金の支給	法で定める一定規模以上の自然災害で死亡した場合	生計維持者の死亡 500 万円 その他の者の死亡 250 万円	国 1/2、県 1/4、 市町 1/4
災害障害見舞金の支給	法に定める一定規模以上の自然災害で所定の障害を受けた場合	生計維持者の障害 250 万円 その他の者の障害 125 万円	国 1/2、県 1/4、 市町 1/4
災害援護資金の貸付け	県内で災害救助法が適用された災害で所定の被害を受けた場合	貸付限度額 150 万円～350 万円	国 2/3、県 1/3 (広島市を除く。)

（注）災害援護資金の貸付けには、所得制限がある。

第 2 表 災害弔慰金等の支給及び災害援護資金の貸付け

（単位 件、千円）

区 分	弔 慰 金 ・ 障 害 見 舞 金 の 支 給		援 護 資 金 の 貸 付	
	件 数	支 給 額	件 数	貸 付 額
令和 5 年度	1	500	0	0
令和 4 年度	2	5,000	0	0
令和 3 年度	4	15,000	4	8,400

（注）災害援護資金の貸付けは、広島市分を除く。

3 広島県災害見舞金等の支給（予算額 3,000 千円）

自然災害により死亡した人の遺族又は住家に被害を受けた世帯の世帯主に対して、次の見舞金等を支給する。（昭和 62 年度創設）

被災者等に対する援護措置の概要

区 分	要 件	援 護 の 内 容	負 担 割 合
災害弔慰金の支給	災害により死亡した場合	死亡者 1 人につき 50 万円	県 10/10
災害見舞金の支給	災害により住家の全壊又は半壊の被害があった場合	全壊 1 世帯当たり 30 万円 半壊 " 10 万円	県 10/10

第 3 表 広島県災害見舞金等の支給

（単位 件、千円）

区 分	件 数	支 給 額
令和 5 年度	0	0
令和 4 年度	1	500
令和 3 年度	164	19,000

4 被災者生活再建支援制度（予算額 3,250 千円）

(1) 被災者生活再建支援制度

被災者生活再建支援法（平成 10 年法律第 66 号）に基づき、自然災害により住家が全壊等した被災者に対して、その生活再建のために支援金を支給する。（平成 11 年度創設）

(2) 広島県被災者生活再建支援制度（予算額 3,250 千円）

被災者生活再建支援法が適用されることとなる災害について、被災者世帯数が被災者生活再建支援法の基準に満たない市町において、自然災害により住家が全壊等した被災者に対して、市町と共同し、その生活再建のための支援金を支給する。（平成 12 年度創設）

第 4 表 広島県被災者生活再建支援制度の実績

（単位 件、千円）

区 分	件 数	支 給 額
令 和 5 年 度	0	0
令 和 4 年 度	6	4,813
令 和 3 年 度	15	11,250

被災者生活再建支援制度の概要

支給額は、次の 2 つの支援金の合計額（単身世帯の場合は、各該当欄の金額の 3/4 の額）

① 住宅の被害程度に応じて支給する支援金〔基礎支援金〕

住宅の被害程度	全壊、やむを得ず解体、長期避難世帯	大規模半壊	中規模半壊
支給額	100 万円	50 万円	—

② 住宅の再建方法に応じて支給する支援金〔加算支援金〕

住宅の再建方法		建設・購入	補修	賃貸 (公営住宅除く)
支給額	全壊、大規模半壊	200 万円	100 万円	50 万円
	中 規 模 半 壊	100 万円	50 万円	25 万円

5 災害応急救助物資備蓄事業（予算額 34,287 千円）

大規模な地震災害等に備え、「災害応急救助物資の備蓄・調達方針」（令和 4 年 3 月）による備蓄計画に基づき、食料、生活必需品等を備蓄している。（平成 10 年度創設）

災害応急救助物資の備蓄

備蓄想定災害	南海トラフ巨大地震
備 蓄 品 目	食料：乳幼児用ミルク（粉ミルク（一般・アレルギー対応）、液体ミルク）、離乳食、アルファ化米、クラッカー等 生活必需品：毛布、乳幼児用おむつ、成人用おむつ、生理用品、簡易トイレ（ほ乳びん：市町で備蓄） 救急医療セット
備蓄対象期間	2 日分（食料は発災当日及び翌日の 4 食分）を県、市町で分担備蓄（発災当日：市町、翌日：県）
備 蓄 方 法	広島県防災拠点施設備蓄倉庫及び県西部の民間物流施設の 2 か所に備蓄するとともに、民間物流倉庫等の在庫を県の備蓄とみなす流通備蓄方式等を進める。（救急医療セットは県立病院に備蓄）

6 避難所環境改善支援事業（予算額 8,674 千円）

個別又は共通の避難所開設・運営マニュアルをいずれも未作成である市町を主なターゲットとしたマニュアル作成の必要性理解研修・個別市町支援を行うとともに、個別避難所を支援するために、避難所開設・運営マニュアル作成支援アドバイザー及び避難所開設・運営訓練アドバイザーを引き続き派遣する。また、アドバイザーの育成研修を行う。（令和 3 年度創設）

7 災害福祉支援ネットワーク構築推進事業（予算額 5,500 千円）

災害福祉支援ネットワーク事務局を設置・運営し、平時から、災害時に備えた研修・訓練や情報共有等を行うとともに、災害時には、災害福祉支援チーム（DWA T）を組成し、避難所における要配慮者等の福祉ニーズへの対応を迅速かつ適切に行うための支援体制を構築する。（令和3年度創設）

また、災害派遣福祉チームの具体的な活動に備え、先遣チームの派遣や医療・保健分野との連携に関する実践的な研修及び訓練等を実施する。

8 防災と福祉の連携による個別計画策定促進事業（予算額 21,716 千円）

災害時に自ら避難することが困難な避難行動要支援者の個別避難計画に向けて、「福祉」・「防災」が連携した取組（モデル事業）を市町と協力して実施し、実践事例や活動成果等を取りまとめて広く周知等を進めてきた。（令和3年度創設）

令和6年度からは、これまでの取組や課題等を踏まえて、地域・関係者へのアプローチや協働等について、専門アドバイザーによる助言の実施等、後方支援を行う。

また、要支援者の状態に対応する避難先環境の確保を合わせて進めていく必要があるため、令和6年3月に作成した、「広島県福祉避難所等の確保・運営ガイドライン」を活用して、市町や社会福祉施設向けの説明会を実施し、福祉避難所の整備促進に取り組む。